

# 農林水産商工常任委員会資料

(令和2年9月14日)

## 項 目

- 1 新型コロナウイルス感染症への対応状況について  
..... 1 ページ

企 業 局



# 新型コロナウイルス感染症への対応状況について

令和2年9月14日  
企業局経営企画課

企業局では、新型コロナウイルス感染症に係る事業者向けの支援策として、事業者の申出に応じて工業用水道料金の支払猶予及び工業団地における長期貸付料の毎月分割払いへの変更を行っている。

これらの取組は、各事業者に個別に連絡するとともに、ホームページ上にも公開して周知を図っており、現在の支援状況等は次のとおりです。

## 1 工業用水道事業関係

### 料金の支払猶予

- ・通常は、利用月の翌月末までに工業用水料金を支払いとするところ、事業者の申出に応じて、3か月以内の間で支払いを猶予することにより、事業者の資金繰りを支援する。
- ・令和2年3月分料金(4月末支払い分)から適用

### 【適用状況(R2.9.14 現在)】

- ・対象事業者 2社
- ・猶予内容

事業者	工水	猶予対象月	猶予期間
A社	鳥取	3月～6月分	3か月
B社	日野川	7月～8月分	3か月

### 【根拠規程】(鳥取県工業用水供給規程運用要領)

#### 第5条(料金の算定及び請求)

#### 1～3 (略)

- 4 料金の納入は、銀行口座振替によることを原則とし、当月分を翌月末日(当日が金融機関休業日の場合は直前の営業日)までに納入するものとする。ただし、企業局長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

## 2 埋立事業関係

### 工業団地の長期貸付料の月払い

- ・通常は、年度当初(4月末)に当該年度分の借地料を一括支払いとするところ、事業者の申出に応じて、毎月の分割払いとすることにより、事業者の資金繰りを支援する。

### 【適用状況(R2.9.14 現在)】

- ・対象事業者 2社

### 【根拠規程】(県営工業団地長期貸付等実施要領)

#### 第4条(貸付料の納付)

対象者は、第3条に定める貸付料を県が発行する納入通知書により、毎年4月30日(契約を締結した日の属する年度については、その指定する期日)までに納付しなければならない。ただし、災害、経営状況の悪化その他知事がやむを得ない事情があると認めるときは、月を最小単位として定期に分割納付させることができる。